

アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例

○ 熊本市営駐車場条例（昭和 4 6 年条例第 5 7 号）新旧対照表

（第 1 条関係）

改正後（案）	現行
（休止等） 第 1 1 条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。 2 市長は、前項の規定により駐車場の供用を休止しようとするとき、及び休止している駐車場の全部又は一部の供用を開始しようとするときは、その旨を<u>市のホームページに掲載するとともに</u>、駐車場の見やすい箇所に掲示するものとする。	（休止等） 第 1 1 条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。 2 市長は、前項の規定により駐車場の供用を休止しようとするとき、及び休止している駐車場の全部又は一部の供用を開始しようとするときは、その旨を _____ 駐車場の見やすい箇所に掲示するものとする。

○ 熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）新旧対照表

（第 2 条関係）

改正後（案）	現行
（工作物等を保管した場合の公示の方法） 第 1 4 条 法第 2 7 条第 5 項の規定による公示は、<u>公示する事項を市のホームページに掲載するとともに、公示する事項が記載された書面を市役所及び各区役所の掲示場に掲示すること</u>により行うものとする。 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した工作物等の一覧を規則で定めるところにより関係者に閲覧させるものとする。	（工作物等を保管した場合の公示の方法） 第 1 4 条 法第 2 7 条第 5 項の規定による公示は、<u>熊本市公告式条例（昭和 2 5 年条例第 1 号）の定めるところ</u> _____ により行うものとする。 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した工作物等の一覧を規則で定めるところにより関係者に閲覧させるものとする。

○ 熊本市役所駐車場使用条例（昭和 5 5 年条例第 8 号）新旧対照表

（第 3 条関係）

改正後（案）	現行
（休止等） 第 1 4 条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の一部又は全部の供用を休止する。 2 市長は、前項の規定により駐車場の供用を休止しようとするとき、及び休止している駐車場の全部又は一部の供用を開始するときは、その旨を<u>市のホームページに掲載するとともに</u>、駐車場の見やすい箇所に掲示するものとする。	（休止等） 第 1 4 条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の一部又は全部の供用を休止する。 2 市長は、前項の規定により駐車場の供用を休止しようとするとき、及び休止している駐車場の全部又は一部の供用を開始するときは、その旨を_____駐車場の見やすい箇所に掲示するものとする。

○ 熊本市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 7 3 号）新旧対照表

（第 4 条関係）

改正後（案）	現行
（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法） 第 2 5 条 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、<u>公示する事項を市のホームページに掲載するとともに、公示する事項が記載された書面を市役所及び各区役所の掲示場に掲示すること</u>により行うものとする。 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した広告物又は掲出物件の一覧を規則で定めるところにより関係者に閲覧させるものとする。	（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法） 第 2 5 条 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、<u>熊本市公告式条例（昭和 2 5 年条例第 1 号）の定めるところ</u>により行うものとする。 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した広告物又は掲出物件の一覧を規則で定めるところにより関係者に閲覧させるものとする。

○ 熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）新旧対照表

（第5条関係）

改正後（案）	現行
（聴聞の通知の方式） 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置いて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 （2） 不利益処分の原因となる事実 （3） 聴聞の期日及び場所 （4） 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 （1） 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日における出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 （2） 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____ _____ _____によって行うことができる。_____ _____	（聴聞の通知の方式） 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置いて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 （2） 不利益処分の原因となる事実 （3） 聴聞の期日及び場所 （4） 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 （1） 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日における出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 （2） 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に</u>

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所及び各区役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされるものを含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、それぞれ、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行す

到達したものとみなす。

【新設】

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされるものを含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、それぞれ、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行す

る必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以後の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号」及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

る必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名あて人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以後の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 第5条の規定による改正後の熊本市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、第5条の規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。